

平成24年6月8日

株 主 各 位

石川県加賀市熊坂町イ197番地
大 同 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 新 家 康 三

第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第119期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 石川県加賀市熊坂町イ197番地
当社 致遠館 1階大ホール
(末尾の会場ご案内図を参照ください。)

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第119期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第119期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.did-daido.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当期における当社グループを取り巻く環境は、海外においては、新興国経済に牽引され緩やかな回復傾向を示しましたが、欧州での財政・金融危機問題の深刻化により停滞感が強まり、先行き不透明な状況で推移しました。国内においては、東日本大震災からの復興が進むにつれ、緩やかに持ち直しの動きが見られたものの、昨年10月に起きたタイ洪水被害、長引く円高など、依然として厳しい状況が続いております。

このような情勢のもと、当社グループにおきましては、前半は東日本大震災、後半はタイ洪水による完成車メーカーの減産により受注減少の影響を受けたものの、二輪車用チェーンの需要が旺盛であったアジアを中心に、海外では堅調に推移いたしました。

その結果、当期の連結売上高は383億93百万円（前期比1.2%増加）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

〔日本〕

産業機械用チェーン並びにコンベヤ関連については設備投資の抑制が依然として継続し厳しい状況で推移しましたが、一部セメント設備向けや環境関連設備向けの受注が増加し前期を若干上回りました。一方、四輪車用チェーンについては、国内外の完成車メーカー向けに新機種エンジン用チェーン及びチェーンシステム部品の量産納入を開始したものの、震災並びにタイ洪水による完成車メーカーの減産の影響を受け前期を大きく下回りました。二輪車用チェーン、リム等については完成車メーカーの海外生産移管により依然として低調に推移しほぼ前期並みの受注状況でした。

その結果、売上高は243億65百万円（前期比1.1%減少）となりました。

#### 〔アジア〕

中国におけるコンベヤ関連についてはセメント生産施設の新規建設制限の影響により大型案件の受注が乏しく前期を大きく下回りましたが、四輪車用チェーンについてはタイ、中国において順調に推移し前期を若干上回りました。二輪車用チェーンについてはタイ、インドにおいて完成車メーカー向けの新規受注による量産納入開始により前期を上回りました。また、補修市場向けについてもタイ、インド、インドネシア等の旺盛な需要により前期を大きく上回りました。

その結果、売上高は74億10百万円（前期比9.0%増加）となりました。

#### 〔北米〕

産業機械用チェーンについては建設機械向けが好調に推移し前期を上回りました。一方、二輪車用チェーン、リムについては、完成車メーカー向けにおいて生産回復の兆しがあったものの、補修市場向けは依然として厳しい状況で推移し、為替の円高影響もあり前期を下回りました。

その結果、売上高は19億69百万円（前期比2.1%減少）となりました。

#### 〔南米〕

産業機械用チェーンについては世界的景気低迷の影響による経済成長の鈍化、安価な海外製品の流入の影響を受け前期を若干下回りました。二輪車用チェーンについては、完成車メーカーの増産並びに新機種への量産納入開始により受注が増加し前期を上回りました。

その結果、売上高は36億65百万円（前期比1.3%増加）となりました。

#### 〔欧州〕

為替の円高影響を大きく受けたものの、二輪車用チェーン、リムについて、欧州系完成車メーカーの新車販売が好調に推移したこと及び補修市場向けにおいてもイタリア等の西欧を中心に順調に推移したことにより前期を上回りました。

その結果、売上高は9億83百万円（前期比11.1%増加）となりました。

収益面につきましては、設備投資の圧縮、人件費の抑制等、経費の削減に努めてまいりましたが、為替の円高基調、原材料価格の高騰、主要顧客である四輪車メーカー向けの受注減少の影響等により、厳しい状況で推移しました。

その結果、当期の連結営業利益は9億11百万円（前期比36.4%減少）、連結経常利益は9億93百万円（前期比28.5%減少）、連結当期純利益は4億24百万円（前期比49.9%減少）となりました。

② 設備投資等の状況

当期において実施した企業集団の設備投資の総額は20億66百万円で、その主な内訳は、海外子会社の二輪車用及び四輪車用チェーン生産設備の増強並びに当社の設備の更新等であります。

③ 資金調達の状況

当社グループの当期中の所要資金は、自己資金及び借入金によって賄っております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                 | 第 116 期<br>平成20年4月1日から<br>平成21年3月31日まで | 第 117 期<br>平成21年4月1日から<br>平成22年3月31日まで | 第 118 期<br>平成22年4月1日から<br>平成23年3月31日まで | 第 119 期<br>(当連結会計年度)<br>平成23年4月1日から<br>平成24年3月31日まで |
|-------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                         | 45,278                                 | 33,687                                 | 37,947                                 | 38,393                                              |
| 経 常 利 益 又は<br>経 常 損 失 (△) (百万円)     | 1,112                                  | △780                                   | 1,389                                  | 993                                                 |
| 当 期 純 利 益 又は<br>当 期 純 損 失 (△) (百万円) | △192                                   | △503                                   | 847                                    | 424                                                 |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円)   | △4.09                                  | △10.69                                 | 18.00                                  | 9.01                                                |
| 総 資 産 (百万円)                         | 48,956                                 | 50,271                                 | 48,443                                 | 47,660                                              |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（平成24年3月31日現在）

| 会 社 名                                          | 資 本 金      | 当社の出資比率            | 主 要 な 事 業 内 容                             |
|------------------------------------------------|------------|--------------------|-------------------------------------------|
| 株式会社大同ゼネラルサービス                                 | 30百万円      | 100.00%            | 陸上運送業、石油製品、化学薬品、包装資材の販売、損害保険代理業、自動車の整備・販売 |
| 株式会社D. I. D                                    | 100百万円     | 100.00             | チェーン、コンベヤ、機械、工具の販売                        |
| DAIDO CORPORATION OF AMERICA                   | 3,000千米ドル  | 100.00             | チェーン、リム、ホイール、テンショナー、スポーク等の販売              |
| DID EUROPE S. R. L.                            | 510千ユーロ    | 100.00             | チェーン、リム、スポーク等の販売                          |
| D. I. D ASIA CO., LTD.                         | 5百万バーツ     | 100.00             | チェーン等の販売                                  |
| 大同鏈条（常熟）有限公司                                   | 4,100千米ドル  | 100.00             | コンベヤの設計・製造・販売、チェーンの製造・販売                  |
| DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.             | 22百万レアル    | 100.00             | チェーン、コンベヤの製造・販売                           |
| DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA. | 19百万レアル    | 100.00             | チェーンの製造・販売                                |
| D. I. D VIETNAM CO., LTD.                      | 435千米ドル    | 100.00             | チェーンの販売                                   |
| DAIDO INDIA PVT. LTD.                          | 200百万ルピー   | 100.00<br>(5.00)   | チェーンの販売                                   |
| RAD MANUFACTURING, INC.                        | 500千米ドル    | 100.00<br>(100.00) | リム、ホイール等の製造・販売                            |
| P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING            | 10,300千米ドル | 75.00              | リム、ホイール、チェーンの製造・販売                        |
| DAIDO SITTIPOL CO., LTD.                       | 325百万バーツ   | 51.00              | チェーンの製造・販売                                |
| 新星工業株式会社                                       | 370百万円     | 47.18              | 各種鋼線の熱処理、伸線の製造・販売、受託加工                    |

（注）出資比率の（ ）内は、当社の間接所有割合で内数であります。

### ③ 企業結合の経過

- 1) DAIDO CORPORATION OF AMERICAは、平成23年4月にアメリカのRAD MANUFACTURING, INC. を子会社化しております。
- 2) 当連結会計年度中にDAIDO INDIA PVT. LTD. が190百万ルピーの増資を行った結果、同社の資本金は200百万ルピーとなり、当社の出資比率は従来の100.00% (間接所有割合99.00%) から100.00% (間接所有割合5.00%) となっております。なお、D. I. D INDIA TRADING PVT. LTD. は、平成23年8月10日付けでDAIDO INDIA PVT. LTD. へと商号変更しております。
- 3) 当連結会計年度中に当社がDAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA. の持分を追加取得した結果、当社の出資比率は100.00%となっております。
- 4) 当連結会計年度中にDAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA. が6百万レアルの増資を行い、同社の資本金は19百万レアルとなり、また、当社が同社の持分を追加取得した結果、当社の出資比率は100.00%となっております。

### ④ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社14社であり、持分法適用会社は1社であります。なお、当連結会計年度の概要は、「(1) 当連結会計年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、欧州における財政危機問題が長期化し、新興国を含めた世界経済への影響が懸念され、また為替の円高、中東情勢の混乱に伴う原油価格の高騰など、引き続き厳しい状況が続くと予想されます。

このような状況のもと、当社グループでは『新たなステージへの変革』をスローガンとする第9次中期経営計画（2012～2014年）を策定し、本年よりスタートしております。インドにて二輪車用チェーン生産工場を立ち上げ、タイにおいては物流システム、各種搬送設備等の製造販売会社を子会社化するなど海外生産の拡大、グローバル事業の更なる展開を図るとともに、将来の収益源となる柱を確立すべく、新たな事業分野に挑戦し、新規事業の創出を目指してまいります。また、次世代を担う人財を育成し、常に発展しつづける企業体質づくりを進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

下記製品の製造及び販売等を行っております。

| 事業区分        | 主 要 な 事 業 内 容                                                | 所 在 地           |
|-------------|--------------------------------------------------------------|-----------------|
| チェーン関連事業    | 二輪車用、四輪車用、産業機械用（立体駐車装置用、事務機用、農業機械用、水処理装置用、工作機械用、建設機械用、コンベヤ用） | 日本、アジア、北米、南米、欧州 |
| コンベヤ関連事業    | 環境関連設備用、製鉄用、セメント用、四輪車用、港湾用、鉱業用、化学用、その他産業設備合理化用               | 日本、アジア、南米       |
| リムホイール関連事業  | 二輪車用リム、農業機械用ホイール、バギー用ホイール、二輪車用スイングアーム、二輪車用スポーク・ボルト           | 日本、アジア、北米、欧州    |
| そ の 他 の 事 業 | 専用機械、工具類、階段昇降装置、製品の部品及び材料、賃貸住宅の運営・管理                         | 日本              |

(6) 主要な営業所及び工場（平成24年3月31日現在）

① 当社

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 本 社   | 石川県加賀市熊坂町イ197番地               |
| 支 社   | 東京                            |
| 営 業 所 | 大阪、名古屋、浜松、熊本                  |
| 工 場   | 本社工場(石川県)、福田工場(石川県)、動橋工場(石川県) |

## ② 重要な子会社

| 会 社 名                                          | 所 在 地  |
|------------------------------------------------|--------|
| 株式会社大同ゼネラルサービス                                 | 石川県加賀市 |
| 株式会社D. I. D                                    | 東京都中央区 |
| DAIDO CORPORATION OF AMERICA                   | アメリカ   |
| DID EUROPE S. R. L.                            | イタリア   |
| D. I. D ASIA CO., LTD.                         | タイ     |
| 大同鏈条（常熟）有限公司                                   | 中国     |
| DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.             | ブラジル   |
| DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA. | ブラジル   |
| D. I. D VIETNAM CO., LTD.                      | ベトナム   |
| DAIDO INDIA PVT. LTD.                          | インド    |
| RAD MANUFACTURING, INC.                        | アメリカ   |
| P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING            | インドネシア |
| DAIDO SITTIPOL CO., LTD.                       | タイ     |
| 新星工業株式会社                                       | 愛知県名古屋 |

## (7) 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

| 地 域   | 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-------|---------|-------------|
| 日 本   | 954名    | 32（減）名      |
| ア ジ ア | 854     | 92（増）       |
| 北 米   | 47      | 12（増）       |
| 南 米   | 404     | 41（増）       |
| 欧 州   | 8       | 4（増）        |
| 合 計   | 2,267   | 117（増）      |

（注）上記従業員数には、臨時雇用者（203名）は含まれておりません。

### ② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 725名    | 22（減）名      | 43.4歳   | 21.3年       |

（注）上記従業員数には、臨時雇用者（3名）及び他社への出向者（111名）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先（平成24年3月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高 |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 北 國 銀 行           | 4,764百万円  |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 1,905     |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 1,254     |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成24年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 160,000,000株
- ② 発行済株式の総数 47,171,006株（自己株式46,548株を含む）
- ③ 株主数 4,740名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                     | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 北 國 銀 行           | 2,281千株 | 4.84%   |
| 株 式 会 社 飯 田               | 1,646   | 3.49    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 1,509   | 3.20    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社       | 1,377   | 2.92    |
| 加 賀 商 工 有 限 会 社           | 1,308   | 2.78    |
| 大 同 生 命 保 険 株 式 会 社       | 1,298   | 2.75    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 1,291   | 2.74    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 1,291   | 2.74    |
| 新 家 萬 里 子                 | 1,287   | 2.73    |
| 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社       | 1,176   | 2.50    |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付けで中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社へと商号変更しております。

## (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成24年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                       |
|-----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 社 長 | 新 家 康 三   | 代表取締役<br>加賀商工会議所 会頭                                                           |
| 専 務 取 締 役 | 立 田 康 行   | D. I. D VIETNAM CO., LTD. 会長                                                  |
| 常 務 取 締 役 | 中 野 金 一 郎 | 技術開発本部管掌兼生産本部管掌兼事業部<br>管掌<br>DAIDO SITTIPOL CO., LTD. 取締役会長                   |
| 常 務 取 締 役 | 平 野 信 一   | 管理本部長兼調達本部担当兼安全品質本部<br>管掌                                                     |
| 取 締 役     | 金 野 誠 一   | 二輪四輪事業部長                                                                      |
| 取 締 役     | 武 田 良 一   | 安全品質本部長                                                                       |
| 取 締 役     | 西 谷 伸 一   | 産機事業部長                                                                        |
| 取 締 役     | 新 家 啓 史   | 技術開発本部長<br>D. I. D ASIA CO., LTD. 代表取締役社長<br>DAIDO SITTIPOL CO., LTD. 代表取締役社長 |
| 取 締 役     | 菊 知 克 幸   | 生産本部長                                                                         |
| 常 勤 監 査 役 | 福 田 治     |                                                                               |
| 監 査 役     | 笠 松 靖 男   |                                                                               |
| 監 査 役     | 棚 橋 健 一   |                                                                               |
| 監 査 役     | 東 森 正 則   | 株式会社北國銀行 人事部部長待遇                                                              |

- (注) 1. 監査役笠松靖男氏、監査役棚橋健一氏及び監査役東森正則氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、社外監査役である棚橋健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 専務取締役立田康行氏は、平成23年7月1日付けでD. I. D VIETNAM CO., LTD. の会長に就任しております。
4. 常務取締役平野信一氏は、平成23年6月10日付けでP. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING の代表取締役社長を退任しております。
5. 取締役西谷伸一氏は、平成23年6月21日付けで株式会社D. I. Dの代表取締役を退任しております。
6. 取締役新家啓史氏は、平成23年10月1日付けでDAIDO INDIA PVT. LTD. の代表取締役社長を退任しております。

## ② 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

### 1) 就任

平成23年6月29日開催の第118期定時株主総会において、新家啓史氏及び菊知克幸氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

### 2) 退任

本谷順一氏及び浅田順一氏は、平成23年6月29日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

### 3) 当事業年度中の取締役の地位及び担当の異動

| 氏 名       | 異 動 後                              | 異 動 前                 | 異 動 年 月 日  |
|-----------|------------------------------------|-----------------------|------------|
| 立 田 康 行   | 専務取締役                              | 常務取締役<br>事業支援本部管掌     | 平成23年6月29日 |
| 中 野 金 一 郎 | 常務取締役<br>技術開発本部管掌兼生産<br>本部管掌兼事業部管掌 | 常務取締役<br>事業部管掌兼AS事業部長 | 平成23年6月29日 |
| 平 野 信 一   | 常務取締役<br>管理本部長兼調達本部担<br>当兼安全品質本部管掌 | 取締役<br>経営企画室部長        | 平成23年6月29日 |
| 金 野 誠 一   | 取締役<br>二輪四輪事業部長                    | 取締役<br>四輪事業部長         | 平成23年6月29日 |
| 武 田 良 一   | 取締役<br>安全品質本部長                     | 取締役<br>事業支援本部長        | 平成23年6月29日 |

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員  | 報 酬 等 の 額  |
|--------------------|----------|------------|
| 取 締 役              | 11名      | 123百万円     |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3) | 21<br>(10) |
| 合 計                | 15       | 144        |

(注) 1. 上記には、平成23年6月29日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第114期定時株主総会において年額3億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第114期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。

5. 当社は、平成19年6月28日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。これに基づき、上記の報酬等の額のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し18百万円の役員退職慰労金を支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

#### ④ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役東森正則氏は、株式会社北國銀行に所属しております。なお、当社と同行との間には、資金借入等の取引関係があります。

- 2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- 3) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- 4) 当事業年度における主な活動状況

(取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況)

- イ. 監査役笠松靖男氏は、当事業年度開催の取締役会13回のうち合計12回出席、監査役会12回のうち合計12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
- ロ. 監査役棚橋健一氏は、当事業年度開催の取締役会13回のうち合計12回出席、監査役会12回のうち合計12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
- ハ. 監査役東森正則氏は、当事業年度開催の取締役会13回のうち合計12回出席、監査役会12回のうち合計12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- 5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役である笠松靖男氏、棚橋健一氏及び東森正則氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 32百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32        |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、DAIDO CORPORATION OF AMERICA、DID EUROPE S.R.L.、D.I.D ASIA CO.,LTD.、大同鏈条（常熟）有限公司、DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.、DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.、D.I.D VIETNAM CO.,LTD.、DAIDO INDIA PVT.LTD.、RAD MANUFACTURING,INC.、P.T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING、DAIDO SITTIPOL CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合、解任又は不再任とする方針であります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守並びに経営及び業務の遂行のため、必要な規定、基準を体系化し、その取り扱いと運用を定め、取締役・使用人の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制をとっております。

安全、防災等に関しては、各種委員会を設置し、委員会の活動を通し法令を遵守するとともに、品質・環境についてはISOマネジメントシステムの運用を通して企業の社会的責任を果たしていきます。

グループ各社を含めたCSR並びにコンプライアンスに関する活動を統括し、推進するため、社長を委員長とするCSR委員会を設置しています。また、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の内部統制監査室を設置し、グループ企業全体の内部統制の整備・運用状況の評価並びに企業活動における法令遵守や倫理性の確保に努めるものとします。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、これらの文書等の情報を適時に入手できるものとします。

### ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

安全、防災等に関する規定の整備・運用及び各種委員会の活動により、危険発生の予防措置を講ずるとともに、危険発生時には、随時それぞれの担当部署が各種の委員会等を開催し、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応をしております。

企業集団に潜在するリスクの更なる洗い出しを行い、必要な規定・体制の整備に努めるものとします。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

1. 社内規定による職務権限、意思決定ルールの特文化
2. 取締役を構成員とする常勤会等の設置
3. 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく単年度計画の策定、部門毎の業績目標の設定と予算の立案
4. ITを利用した月度業績管理及び予算管理の実施

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
経営戦略会議を通し、当社及びグループ各社間での情報の共有化、指示・要請の伝達等を効率的に行っております。  
金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性確保については、内部統制監査室がグループ企業全体の内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を経営者並びに取締役会に提唱します。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人（補助使用人）  
当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助する専従スタッフを配属しております。このスタッフは、会社の業務を検証できる能力と知識を持つ人材とします。
- ⑦ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、監査役室のスタッフの人事異動について、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要ある場合には、理由を付して当該人事異動につき人事担当取締役に変更を申し入れることができるものとします。また、当該スタッフを懲戒に処する場合には、人事担当取締役は、監査役の承諾を得るものとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制  
監査役は、取締役会、常勤会その他の重要な会議に出席し、法令及び定款に定める事項並びに経営計画、経営管理、財務、人事労務その他重要な事項の報告を受けております。また、重要な決議書類等を閲覧することができます。  
監査役は随時、必要に応じて取締役及び使用人に対して業務・財産状況の報告を求めることができます。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、定期的に経営陣と意見及び情報の交換を行うとともに、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、効率的な監査を実施しております。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制  
当社は、市民社会の秩序や企業の健全なる活動を脅かす反社会的勢力とは一切の関わりを持ちません。また、不当な要求に対しては、総務部が警察、弁護士等の外部専用機関と連携のもと、組織的に毅然とした対応をとるものとします。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は以下のとおりであります。

### I 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社がお客様のニーズを満たす技術の徹底追求を行い、高機能、高品質の製品をお届けすることにより、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、当社の企業価値の源泉である①お客様のニーズに応える技術力、②グローバルな供給体制、③取引先との強固な信頼関係、④「D. I. D」の世界的なブランド力、⑤地域経済・社会への貢献及び⑥各事業間の相互補完関係の確保を踏まえ中長期的視点に立った施策を実行することが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

### II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、上述した当社の企業価値の源泉をさらに維持・強化するために、①グローバル事業体制の構築、②ものづくりの革新及び③人を活かす風土づくりに取り組んでおります。

当社は、経営の意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を目的として、平成17年6月より執行役員制度を導入しています。また、経営のスリム化を図るべく、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、取締役の員数の上限を15名から12名に減少する旨の定款変更を行いました。加えて、監査役4名のうち3名を社外監査役とし、経営に対する監視機能の強化を図っております。なお、当社は、社外監査役のうち1名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、法令遵守の徹底を図るため、平成20年4月1日より内部統制監査室を新たに設置するとともに、企業の社会的責任を果たすうえで重要な活動を統括・推進するため、CSR委員会を設置しております。

### Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成23年5月13日開催の当社取締役会において、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、平成20年5月15日付当社取締役会決議及び平成20年6月27日付第115期定時株主総会決議に基づき導入した「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」の一部を変更したうえで継続することを決議いたしました。（以下変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）

本対応方針は、（i）特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、（ii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）又は、（iii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当て実施の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルール の遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の無償割当てを利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施の勧告又は新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を当社取締役会に対し行います。

当社取締役会は、前述の独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施の決議又は株主総会招集の決議その他必要な決議を行います。新株予約権の無償割当て実施の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が新株予約権の無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権の無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当て実施の停止又は変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成23年6月29日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正したうえでの継続も含みます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.did-daido.co.jp/>）に掲載する平成23年5月13日付プレスリリースをご覧ください。

#### Ⅳ 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

Ⅱに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、Ⅱに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、Ⅲに記載した本対応方針も、Ⅲに記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために継続されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その更なる継続についても株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成24年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<u>流 動 資 産</u>	20,860	<u>流 動 負 債</u>	19,844
現 金 及 び 預 金	3,069	支払手形及び買掛金	4,878
受取手形及び売掛金	9,080	短 期 借 入 金	7,603
商 品 及 び 製 品	3,141	社債（償還1年以内）	4,500
仕 掛 品	2,355	リ ー ス 債 務	515
原材料及び貯蔵品	2,540	未 払 法 人 税 等	177
繰 延 税 金 資 産	284	賞 与 引 当 金	372
そ の 他	456	役員賞与引当金	11
貸 倒 引 当 金	△68	製 品 保 証 引 当 金	115
		そ の 他	1,670
<u>固 定 資 産</u>	26,799	<u>固 定 負 債</u>	10,104
有 形 固 定 資 産	14,814	長 期 借 入 金	5,194
建物及び構築物	4,860	リ ー ス 債 務	710
機械装置及び運搬具	4,256	繰 延 税 金 負 債	421
土 地	2,786	退 職 給 付 引 当 金	3,630
リ ー ス 資 産	1,678	長 期 未 払 金	147
建 設 仮 勘 定	487	負 債 合 計	29,949
そ の 他	744	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	160	株 主 資 本	11,394
の れ ん	52	資 本 金	2,726
ソ フ ト ウ ェ ア	86	資 本 剰 余 金	2,060
そ の 他	21	利 益 剰 余 金	6,626
投資その他の資産	11,824	自 己 株 式	△17
投資有価証券	11,286	その他の包括利益累計額	2,730
繰 延 税 金 資 産	111	その他有価証券評価差額金	3,928
そ の 他	427	為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,197
貸 倒 引 当 金	△0	少 数 株 主 持 分	3,585
		純 資 産 合 計	17,711
資 産 合 計	47,660	負 債 純 資 産 合 計	47,660

連 結 損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		38,393
売 上 原 価		31,640
売 上 総 利 益		6,753
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,842
営 業 利 益		911
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	42	
受 取 配 当 金	188	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	198	
そ の 他	273	701
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	467	
為 替 差 損	79	
そ の 他	73	619
経 常 利 益		993
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	31	
負 の の れ ん 発 生 益	39	71
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	13	
固 定 資 産 除 却 損	6	20
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,045
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	224	
法 人 税 等 調 整 額	274	499
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		545
少 数 株 主 利 益		121
当 期 純 利 益		424

連結株主資本等変動計算書

（平成23年4月1日から）
（平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
平成23年4月1日期首残高	2,726	2,060	6,248	△17	11,017
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△141		△141
当 期 純 利 益			424		424
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
持分変動による増加			95		95
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	377	△0	377
平成24年3月31日期末残高	2,726	2,060	6,626	△17	11,394

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少数株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
平成23年4月1日期首残高	3,528	△779	2,748	4,002	17,768
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△141
当 期 純 利 益					424
自 己 株 式 の 取 得					△0
持分変動による増加					95
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	400	△418	△17	△417	△434
連結会計年度中の変動額合計	400	△418	△17	△417	△57
平成24年3月31日期末残高	3,928	△1,197	2,730	3,585	17,711

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数

連結子会社名

14社

株式会社大同ゼネラルサービス

株式会社D. I. D

DAIDO CORPORATION OF AMERICA

DID EUROPE S. R. L.

D. I. D ASIA CO., LTD.

大同鏈条(常熟)有限公司

DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.

DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.

D. I. D VIETNAM CO., LTD.

DAIDO INDIA PVT. LTD.

RAD MANUFACTURING, INC.

P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING

DAIDO SITTIPOLO CO., LTD.

新星工業株式会社

上記のうち、DAIDO CORPORATION OF AMERICAは、平成23年4月にアメリカのRAD MANUFACTURING, INC. を子会社化しております。

なお、D. I. D INDIA TRADING PVT. LTD. は、当連結会計年度中にDAIDO INDIA PVT. LTD. へと商号変更しております。

②非連結子会社名

株式会社大同テクノ

ダイド建設株式会社

翔研工業株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としての影響の重要性がないので、非連結子会社としております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用関連会社の数

会社名

1社

株式会社月星製作所

②非連結子会社3社（株式会社大同テクノ、ダイド建設株式会社、翔研工業株式会社）及び関連会社1社（株式会社和泉商行）については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社14社のうち、下記10社の決算日は12月31日であります。

DAIDO CORPORATION OF AMERICA

DID EUROPE S. R. L.

D. I. D ASIA CO., LTD.

大同鏈条(常熟)有限公司

DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.

DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.

D. I. D VIETNAM CO., LTD.

RAD MANUFACTURING, INC.

P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING

DAIDO SITTIPOL CO., LTD.

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社14社のうち、下記4社の決算日は連結決算日と一致しております。

株式会社大同ゼネラルサービス

株式会社D. I. D

DAIDO INDIA PVT. LTD.

新星工業株式会社

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2) デリバティブ

時価法

3) たな卸資産

製 品

: 主として売価還元法による原価法

仕 掛 品

: 主として総平均法による原価法

原材料・貯蔵品

: 主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- の れ ん : 5年間で均等償却しております。
ソ フ ト ウ エ ア : ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
そ の 他 : 定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

: 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

: 当社、国内連結子会社及び一部の在外連結子会社の従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

3) 役員賞与引当金

: 役員の賞与の支払に備えるものであって、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4) 製品保証引当金

: 当社において、製品保証費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に将来の発生見込額を計上しております。

5) 退職給付引当金

: 当社、国内連結子会社及び一部の在外連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

④重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ

ヘッジ対象 … 借入金の利息

3) ヘッジ方針

金利スワップについては、借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

なお、デリバティブ取引はあくまでも実需に裏付けられた範囲で行う方針であります。

4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、リスク管理方針に従って、以下の条件を満たす金利スワップを締結しております。

- I 金利スワップの想定元本と長期借入金の元本金額が一致している。
- II 金利スワップと長期借入金の契約期間及び満期が一致している。
- III 長期借入金の変動金利のインデックスと金利スワップで受払いされる変動金利のインデックスが一致している。
- IV 長期借入金と金利スワップの金利改定条件が一致している。
- V 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定である。

従って、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

⑥消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 追加情報

(1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(2) 法人税率の変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.8%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.4%となります。この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は109百万円減少し、法人税等調整額は191百万円増加しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建 物 及 び 構 築 物	341百万円
機械装置及び運搬具	503百万円
土 地	434百万円
投 資 有 価 証 券	5,084百万円
計	6,364百万円

②担保に係る債務

短 期 借 入 金	4,691百万円
長 期 借 入 金	2,218百万円
計	6,909百万円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 34,046百万円

- (3) 輸出手形割引高 4百万円

- 受取手形裏書譲渡高 253百万円

- (4) 連結会計年度末日満期手形残高

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

- 受取手形 332百万円

- 支払手形 18百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 47,171,006株

- (2) 当連結会計年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 98,771株

- (3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成23年6月29日開催の第118期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 141百万円
- ・1株当たり配当額 3円
- ・基準日 平成23年3月31日
- ・効力発生日 平成23年6月30日

- ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成24年6月28日開催予定の第119期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 141百万円
- ・1株当たり配当額 3円
- ・基準日 平成24年3月31日
- ・効力発生日 平成24年6月29日
- ・配当金の原資 利益剰余金

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画・投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを軽減するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、その取引金額の範囲内で先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後15年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に関するリスク）の管理

当社は、営業管理規定及び経理規定に従い、営業債権について各担当部署にて取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても当社に準じた同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については信用度の高い金融機関を取引先とし、相手方の債務不履行による信用リスクの軽減に努めております。

2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務の為替リスクに対して先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、先物為替予約は実需に裏付けられた範囲で取引を行っております。また、当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために金利スワップを利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体企業の財務状況等を把握し、取引先企業等との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行・管理については総務部が行い、その運用状況は総務部長が取締役会に報告しております。連結子会社は四半期毎に当社の取締役会にデリバティブ取引を含んだ財務報告を行っております。なお、デリバティブ取引に関する管理規定は特に設けておりません。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告等に基づき総務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融資産の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	3,069	3,069	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,080	9,080	—
(3) 投資有価証券	9,179	9,179	—
資 産 計	21,330	21,330	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,878	4,878	—
(2) 短期借入金	7,603	7,603	—
(3) 社債（償還1年以内）	4,500	4,500	—
(4) リース債務（流動負債）	515	515	—
(5) 未払法人税等	177	177	—
(6) 長期借入金	5,194	5,201	7
(7) リース債務（固定負債）	710	703	△6
(8) 長期未払金	147	144	△3
負 債 計	23,726	23,723	△2
デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	1	1	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 社債（償還1年以内）、(4) リース債務（流動負債）、
(5) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 長期借入金、(7) リース債務（固定負債）
これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (8) 長期未払金
時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	12
非連結子会社及び関連会社株式	2,094

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 300円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 9円01銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成24年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,795	流 動 負 債	14,029
現 金 及 び 預 金	457	買 掛 金	2,866
受 取 手 形	1,521	短 期 借 入 金	3,970
売 掛 金	4,759	社 債 (償還1年以内)	4,500
商 品 及 び 製 品	1,707	長期借入金 (返済1年以内)	1,282
仕 掛 品	1,504	リ ー ス 債 務	142
原材料及び貯蔵品	889	未 払 金	548
関係会社短期貸付金	661	未 払 費 用	217
前 払 費 用	25	未 払 法 人 税 等	21
未 収 入 金	70	未 払 消 費 税 等	43
繰 延 税 金 資 産	183	前 受 金	0
そ の 他	15	預 り 金	71
貸 倒 引 当 金	△0	賞 与 引 当 金	247
固 定 資 産	22,076	製 品 保 証 引 当 金	115
有 形 固 定 資 産	6,841	そ の 他	1
建 物	2,584	固 定 負 債	8,170
構 築 物	396	長 期 借 入 金	4,120
機 械 及 び 装 置	1,622	リ ー ス 債 務	220
車輛及びその他の陸上運搬具	9	繰 延 税 金 負 債	344
工具、器具及び備品	57	退 職 給 付 引 当 金	3,377
土 地	1,782	長 期 未 払 金	107
リ ー ス 資 産	322	負 債 合 計	22,199
建 設 仮 勘 定	66	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	31	株 主 資 本	7,772
ソ フ ト ウ ェ ア	20	資 本 金	2,726
電 話 加 入 権	9	資 本 剰 余 金	2,051
そ の 他	1	資 本 準 備 金	2,051
投 資 そ の 他 の 資 産	15,203	利 益 剰 余 金	3,006
投 資 有 価 証 券	9,061	利 益 準 備 金	556
関 係 会 社 株 式	3,654	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,449
出 資 金	0	別 途 積 立 金	1,872
関 係 会 社 出 資 金	1,763	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	244
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	488	繰 越 利 益 剰 余 金	333
破 産 更 生 債 権 等	0	自 己 株 式	△11
長 期 前 払 費 用	6	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,900
事 業 保 険 金	177	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,900
そ の 他	51	純 資 産 合 計	11,672
貸 倒 引 当 金	△0	負 債 純 資 産 合 計	33,872
資 産 合 計	33,872		

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,959
売 上 原 価		17,913
売 上 総 利 益		2,046
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,870
営 業 利 益		175
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19	
受 取 配 当 金	349	
そ の 他	108	477
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	121	
社 債 利 息	67	
そ の 他	48	237
経 常 利 益		414
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	31	33
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	2	2
税 引 前 当 期 純 利 益		445
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	30	
法 人 税 等 調 整 額	214	245
当 期 純 利 益		199

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		合 計
					別 途 固 定 資 産 積 立 金 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
平成23年4月1日 期 首 残 高	2,726	2,051	2,051	556	1,472	249	669	2,947
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△141	△141
別途積立金の積立					400		△400	－
固定資産圧縮 積立金の取崩						△5	5	－
当 期 純 利 益							199	199
自己株式の取得								－
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）								－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	400	△5	△336	58
平成24年3月31日 期 末 残 高	2,726	2,051	2,051	556	1,872	244	333	3,006

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成23年4月1日 期 首 残 高	△11	7,714	3,504	3,504	11,218
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△141			△141
別途積立金の積立					－
固定資産圧縮 積立金の取崩					－
当 期 純 利 益		199			199
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）			395	395	395
事業年度中の変動額合計	△0	58	395	395	453
平成24年3月31日 期 末 残 高	△11	7,772	3,900	3,900	11,672

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品	: 売価還元法による原価法 (但し、コンベヤは個別法による原価法)
仕 掛 品	: 総平均法による原価法 (但し、コンベヤは個別法による原価法)
原材料・貯蔵品	: 移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）：定率法によっております。
但し、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く）については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

ソフトウェア	: ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
そ の 他	: 定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
リース資産	: 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金	: 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
賞 与 引 当 金	: 従業員の賞与の支払に備えるものであって、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。
製品保証引当金	: 製品保証費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に将来の発生見込額を計上しております。

退職給付引当金

：従業員の退職給付に備えるものであって、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 為替予約、金利スワップ

③ヘッジ方針

ヘッジ対象 … 外貨建金銭債権、借入金の利息

為替予約については、外貨建取引に対するリスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引として、為替予約取引を行うものとしております。

金利スワップについては、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

金利スワップについては、リスク管理方針に従って、以下の条件を満たす金利スワップを締結しております。

- I 金利スワップの想定元本と長期借入金の元本金額が一致している。
- II 金利スワップと長期借入金の契約期間及び満期が一致している。
- III 長期借入金の変動金利のインデックスと金利スワップで受払いされる変動金利のインデックスが一致している。
- IV 長期借入金と金利スワップの金利改定条件が一致している。
- V 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定である。

従って、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

- (6) 重要な収益及び費用の計上基準
 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 その他の工事
 工事完成基準
- (7) 消費税等の会計処理の方法
 税抜方式を採用しております。

2. 追加情報

- (1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用
 当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。
- (2) 法人税率の変更等による影響
 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.8%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.4%となります。この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は119百万円減少し、法人税等調整額は182百万円増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建	物	340百万円				
構	築	物	1百万円			
機	械	及	び	装	置	0百万円
土	地	434百万円				
投	資	有	価	証	券	5,084百万円
計						5,861百万円

②担保に係る債務

短期借入金	3,420百万円
長期借入金（返済1年以内）	1,138百万円
長期借入金	1,636百万円
計	6,194百万円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 25,357百万円

(3) 保証債務

下記関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

DAIDO CORPORATION OF AMERICA	151百万円
大同鏈条（常熟）有限公司	96百万円
DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.	181百万円
P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING	590百万円
DAIDO SITTIPOL CO., LTD.	601百万円

上記の保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

①短期金銭債権	2,288百万円
②短期金銭債務	543百万円

(5) 受取手形裏書譲渡高

180百万円

(6) 期末日満期手形残高

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受 取 手 形	253百万円
---------	--------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	9,481百万円
仕 入 高	4,486百万円
営業取引以外の取引高	447百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式	46,548株
---------	---------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	93百万円
退職給付引当金	1,237百万円
減損損失	204百万円
その他	838百万円
繰延税金負債（固定）との相殺	△1,938百万円
繰延税金資産小計	435百万円
評価性引当額	252百万円
繰延税金資産合計	183百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△145百万円
その他有価証券評価差額金	△2,137百万円
繰延税金資産（固定）との相殺	1,938百万円
繰延税金負債合計	△344百万円
繰延税金負債の純額	△160百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

種 類	会 社 の 名 称	議 決 権 等 の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科 目	期末残高 （百万円）
子会社	株式会社D. I. D	所有 直接 100.00	当社の製品の販売 及び材料・工具類 を当社へ納入	チェーンの 販売等	6,414	受取手形及び 売掛金	1,476

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 価格その他の取引条件は、一般の取引条件と同様に決定しております。

種 類	会 社 の 名 称	議 決 権 等 の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科 目	期末残高 （百万円）
子会社	DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.	所有 直接 100.00	チェーン部品の販 売、設備・設備部 品を当社より販売	資金の貸付 （△）返済	200 （△58）	関係会社 長期貸付金 （うち返済1年以内）	472 （58）
子会社	P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING	所有 直接 75.00	設備・設備部品を 当社より販売及び リムを当社へ納入	資金の貸付 （△）返済	340 （△190）	関係会社 短期貸付金	340
				債務の保証	590	—	—
子会社	DAIDO SITTIPOL CO., LTD.	所有 直接 51.00	チェーン及びチェ ーン部品等の販 売・仕入、役員の 兼務	債務の保証	601	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 債務保証は、子会社の金融機関からの借入に対し当社が保証を行っているものであります。なお、担保等の提供は受けておりません。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保等の提供は受けておりません。

(4) 兄弟会社等

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 247円69銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4円24銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 5 月 8 日

大同工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂 下 清 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小酒井 雄 三 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大同工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 5 月 8 日

大同工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂 下 清 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小酒井 雄 三 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大同工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月8日

大同工業株式会社 監査役会

常勤監査役 福田 治 ㊟

監査役 笠松 靖 男 ㊟

監査役 棚橋 健 一 ㊟

監査役 東 森 正 則 ㊟

(注) 監査役笠松靖男、監査役棚橋健一及び監査役東森正則は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策と位置付け、安定した配当の維持を基本とし、通期の業績、経営環境並びに中長期的な財務体質の強化等を総合的に勘案して配当を行う方針といたしております。

第119期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は141,373,374円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役福田治、笠松靖男、東森正則の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	ふ く だ お さ む 福 田 治 (昭和22年7月20日生)	昭和45年4月 当社入社 平成13年7月 当社監査役室専任部長 平成17年3月 当社監査役室参与 平成18年4月 当社事業支援本部付部長 平成20年4月 当社内部統制監査室付 平成20年6月 当社常勤監査役(現任)	8,000株
2	か さ ま つ や す お 笠 松 靖 男 (昭和17年10月16日生)	昭和36年3月 新家工業株式会社入社 平成6年5月 同社山中工場長 平成14年11月 株式会社新家開発顧問(現任) 平成16年6月 当社監査役(現任)	5,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	ひがし もり まさ のり 東 森 正 則 (昭和25年12月15日生)	昭和49年4月 株式会社北國銀行入行 平成15年6月 同行審査部付部長待遇 平成16年2月 同行人事部付部長待遇 平成16年4月 石川県立金沢商業高等学校校長 平成20年4月 株式会社北國銀行人事部人材開発室部長待遇 平成20年6月 当社監査役（現任） 平成21年4月 株式会社北國銀行人事部部長待遇（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社北國銀行人事部部長待遇	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 笠松靖男氏、東森正則氏は、社外監査役候補者であります。

3. 笠松靖男氏は、他社（製造業）における工場長としての長年の経験から、製造業に対する知識が豊富であり、また、人格・識見の上でも、客観的な立場で適切な監査をしていただける方であることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって8年間であります。

4. 東森正則氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、また、公立高等学校校長に就くなど多岐に亘る経験から、人格・識見の上でも、客観的な立場で適切な監査をしていただける方であり、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、同氏が所属する株式会社北國銀行は当社の主要取引銀行であり、当社と同行の間には、資金借入等の取引関係があります。

同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年間であります。

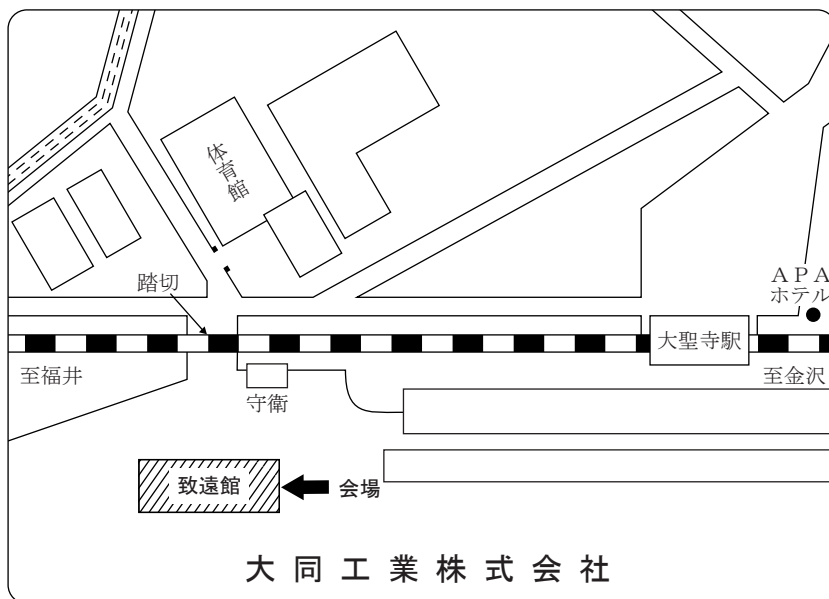
5. 当社は、笠松靖男氏及び東森正則氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：石川県加賀市熊坂町イ197番地

当社 致遠館 1階大ホール



交通 JR西日本北陸本線「大聖寺駅」下車、徒歩で約3分です。